資料１

平成３０年度 第３回
全国健康保険協会熊本支部評議会

開催日時：平成３０年１０月２３日（火）１５：００から１７：００
開催場所：全国健康保険協会熊本支部　２階会議室
（熊本市中央区水前寺１丁目２０－２２水前寺センタービル２階）

議題
１．平成３１年度保険料率について
（１）５年収支見通し（２０１９～２０２３年度）について
（２）平成３１年度保険料率に関する論点について
（３）その他
２．健康保険制度の見直しに係る国への要望について
３．報告
（１）健康づくり推進協議会報告について
（２）健康経営の推進について
（３）広報について
（４）今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール
４．その他
・任期満了に伴う評議員の改選について

全国健康保険協会
協会けんぽ
熊本支部

議題１

平成３１年度保険料率について

（１）５年収支見通し（2019～2023年度）について

（２）平成３１年度保険料率に関する論点について

（３）その他

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

１－（１）．５年収支見通し（2019～2023年度）

協会けんぽ（医療分）の２０１７（平成２９）年度決算(注)を足元として、一定の前提のもとに機械的に試算したもの。

（注）2018年7月6日公表

〇試算ケース

① 現在の保険料率１０％を据え置いたケース

② 保険料率を引き下げた複数のケース

③ 均衡保険料率

〇運営委員会（第93回）「資料１」参照

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

１－（２）．平成31年度保険料率に関する論点

１．平均保険料率

«現状・課題»

✓ 協会けんぽの平成29年度決算は、収入が9兆9,485億円、支出が9兆4,998億円、収支差は4,486億円と、収支差は前年度に比べてマイナス500億円となったものの、準備金残高は2兆2,573億円で給付費等の3.1か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。

✓ これは、協会においては、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、日本年金機構における適用対策、後期高齢者支援金の総報酬割への移行などの効果によるものと考えられる。

✓ 一方で、協会けんぽでは医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代が75歳以上となり、高齢者医療費の増加が見込まれる2025年を見据えれば、後期高齢者支援金等の規模は今後も拡大していくことが見込まれており、今後の財政状況については予断を許さない状況にある。

✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、今回も5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、保険料率10%を維持した場合であっても数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

➢ 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の５年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の推移などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、平成31年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準についてどのように考えるか。

１－（２）．平成31年度保険料率に関する論点

２．都道府県単位保険料率を考える上での激変緩和措置

«現状・課題»

✓ 激変緩和措置の解消期限は、「平成32年３月31日」（平成31年度末）とされている。これまで段階的に激変緩和措置の解消を図っており、平成30年度の激変緩和措置率は7.2/10。激変緩和措置の解消期限までに均等に引上げを図っていく場合の毎年の激変緩和率は、1.4/10ずつの引上げとなる。なお、平成30年度から本格実施（保険料率にも反映）するインセンティブ制度については、実際の保険料率への反映は、激変緩和措置の終了後の平成32年度からとなる。

【論点】

➢ 激変緩和措置の解消期限を踏まえ、平成31年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

３．保険料率の変更時期

«現状・課題»

✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、４月納付分（３月分）から変更している。

【論点】

➢ 平成31年度保険料率の変更時期について、平成31年４月納付分（３月分）からでよいか。

1－（３）．その他　【９月13日運営委員会における意見】

石谷委員 （全国社会保険労務士会連合会副会長）	○　協会けんぽの財政は赤字構造であり、昨年末の理事長発言にあった中長期で考えるということも理解できる。しかし、事業主、加入者によって成り立っている制度であり、その理解を得る必要がある。準備金残高が法定準備金の3.1か月分まで積み上がっている状況において、保険料率を下げられる時は下げることも選択肢の一つとして議論していただきたい。
城戸委員 （福岡県商工会連合会会長）	○　平成29年度決算の収支は黒字ではあるが、医療費の伸びによる支出も増えており、収支差が減少している。そのため、医療費の抑制に視点を向けなければならないのではないか。 ○　中小企業は厳しい状況の中で、保険料を負担している。準備金も積み上がっており、引き下げられるのであれば、引き下げるべきである。また、引き上げなければならなくなった時は、国庫補助上限である20%まで引き上げを要請するべきである。
小林委員 （全国赤帽軽自動車運送協同組合連合会会長）	○　協会けんぽの財政状況は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造であり、今後も予断を許さない状況であることを認識しておくべきである。また、保険料率を一度引き下げると今後引き上げることになった場合の上げ幅が大きくなることから、慎重な検討が必要である。 ○　現行の平均保険料率10%は、経営者側にも労働者側にも限界であり、これ以上上がらないよう死守しなければならない。 ○　協会けんぽには、国庫補助が入っているが、過去には保険料率の引下げにあわせ、国庫補助も引き下げられたことがあるため、現行の平均保険料率10%は維持しなければならない。また、協会けんぽの保険料率は、健康保険組合の存続にも影響があることを加味しておかなければならない。
中村委員 （株式会社中村塗装店 取締役社長）	○　平均保険料率１０%を維持して、中長期的に安定した運営を行うべきである。また、加入者や事業主に対する周知と理解を得ることが重要である。

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

1－（３）．その他　【9月13日運営委員会における意見】

西委員 （群馬県社会保険委員連合会理事）	○　被保険者の立場としては、賃金が上がらない状況において、保険料がさらに上がると二重に苦しくなる。準備金が積み上がっている状況ではあるが、保険料率を引き下げるよりも、現状の10%をできる限り維持してもらいたい。
埴岡委員 （国際医療福祉大学大学院教授）	○　準備金が積み上がり、平均保険料率10%をしばらく維持するということだが、高齢化のピークを迎える2040年を見据えておく必要がある。いずれ保険料率を引き上げる時がやってくることを考えれば、保険料率は、その年に必要な費用をきちんと確保するようにすべきであって、中長期的にみると毎年0.1～0.2%程度引き上げなければならない状況にあるということを、加入者を含めた内外に説明し、保険料率の引き上げについて理解を得る必要がある。
平川委員 （日本労働組合総連合会総合政策局総合局長）	○　保険料率を短期でみるのか、中長期でみるのかは、様々な視点や意見があり、支部間においても意見が多様になってきているように思われる。保険料率を議論するにあたっては、短時間労働者の適用拡大、大規模健康保険組合の解散、高齢化に伴う医療費、拠出金の負担増、制度改正等、社会的な情勢を踏まえて議論しなければならない。
森委員 （前・愛知県高浜市長）	○　今後も医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造は変わらないと思われ、長期的スパンで保険財政を考えた方が良い。現在の平均保険料率を長期間一定に維持できることは望ましく、事業主及び加入者にとっても10%を堅持した方が良いと考える。 　また、支部評議会においても様々な議論があったと思うが、保険料率を一定とするならば、準備金について、医療費適正化や保健事業への活用についても議論していくべきである。

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

1－(3). その他 【協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ】

◆ 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
◆ 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

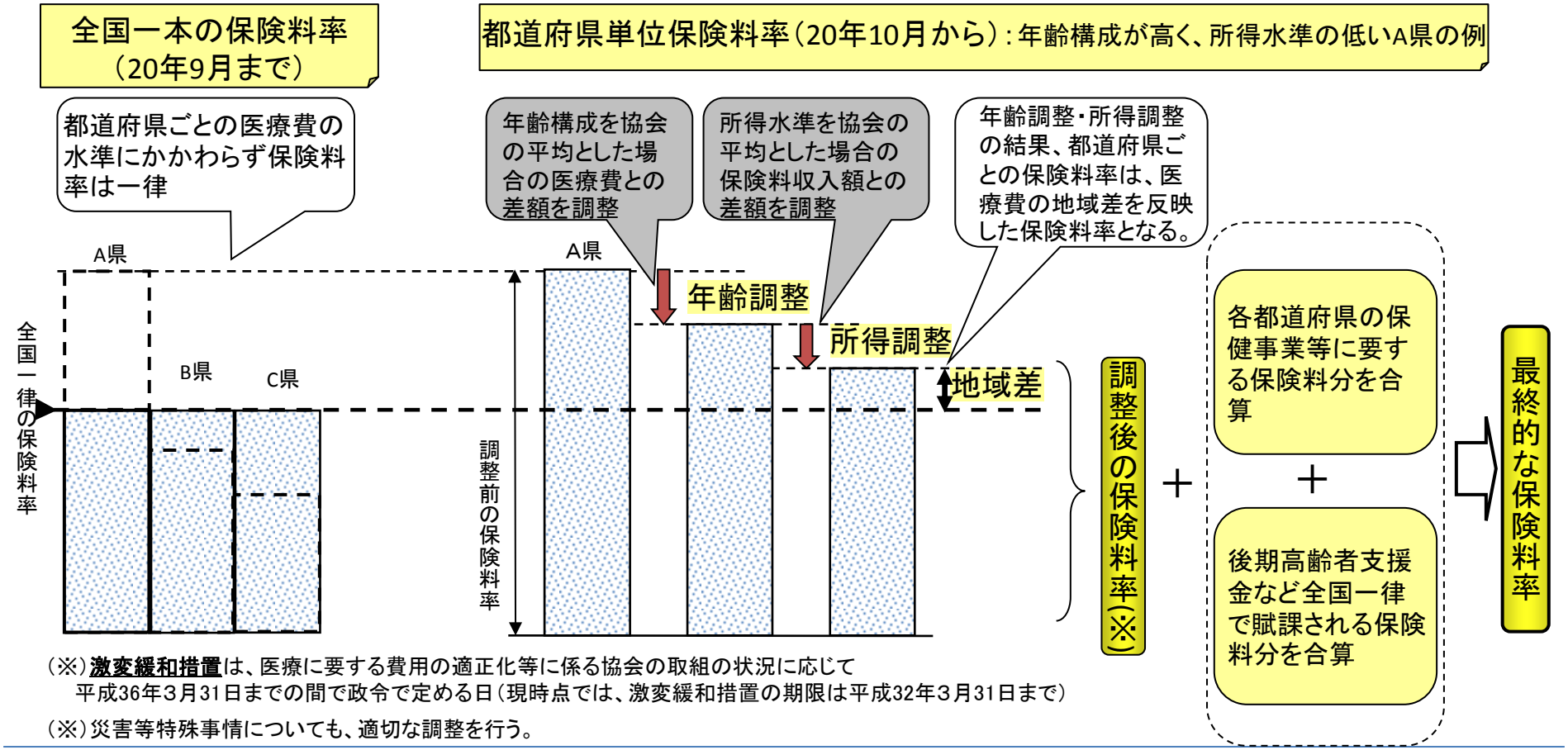

（※）**激変緩和措置**は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年３月31日までの間で政令で定める日（現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年３月31日まで）

（※）災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

１－（３）．その他　【平成31年度都道府県単位保険料率のごく粗い試算】

〇平均保険料率10%、激変緩和率8.6/10の場合

最高料率			10.77%
	現在からの変化分	（料率）	0.16%
		（金額）	＋224円
最低料率			9.62%
	現在からの変化分	（料率）	▲0.01%
		（金額）	－14円

※1　数値は、政府の予算セット時の計数で算出すると異なる結果となる場合がある。
※2　金額は、標準報酬月額28万円の被保険者に係る保険料負担（月額。労使折半後）の平成29年度からの増減。

＜参考＞　平成30年度都道府県単位保険料率
（平均保険料率10%、激変緩和率7.2/10）

最高料率	10.61%
最低料率	9.63%

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

１－（３）.その他　【平成３１年度　熊本支部保険料率のごく粗い試算】

（平均保険料率　10.00%の場合）

	激変緩和率		（単位：%）
	7.2／10	8.6／10	10／10
平均保険料率	10.00		
現在からの変化分（料率）	0.00		
医療給付費分の平均保険料率	＋0.15		
共通料率 （現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）	▲0.15		
熊本支部の保険料率	10.20	10.22	10.23
現在（10.13%）からの変化分（料率）	＋0.07	＋0.09	＋0.10
医療給付費分の都道府県単位保険料率	＋0.17	＋0.18	＋0.20
共通料率 （現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金等）	▲0.15		
平成29年度精算分1）	＋0.05		

注：数値は、今後の政府の予算セット時の計数等で算出すると異なる結果となる場合がある。
　１）平成29年度精算分に記載している数値は、平成29年度精算分を料率換算した値そのものではなく、前回（平成28年度精算分の料率換算値）との差を取ったもの。例えば、平成29年度精算分の料率換算値が＋0.01%、平成28年度が▲0.02%の場合、＋0.03（＝0.01−▲0.02）となる。

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

１－（３）.その他　【保険料率の推移】

平成３０年度の熊本支部の保険料率は10.13%。最も高い佐賀支部は10.61%、最も低い新潟支部は9.69%。

	H20.10～	H21.9～	H22.3～	H23.3～	H24.3～	H25.3～
平均保険料率	8.20	8.20	9.34	9.50	10.00	10.00
熊本	**8.20**	**8.23**	**9.37**	**9.55**	**10.07**	**10.07**
福岡	8.20	8.24	9.40	9.58	10.12	10.12
佐賀	8.20	8.25	9.41	9.60	10.16	10.16
長崎	8.20	8.22	9.37	9.53	10.06	10.06
大分	8.20	8.23	9.38	9.57	10.08	10.08
宮崎	8.20	8.20	9.34	9.50	10.01	10.01
鹿児島	8.20	8.22	9.36	9.51	10.03	10.03
沖縄	8.20	8.20	9.33	9.49	10.03	10.03
新潟	8.20	8.18	9.29	9.43	9.90	9.90
北海道	8.20	8.26	9.42	9.60	10.12	10.12
激変緩和措置		1.0/10	1.5/10	2.0/10	2.5/10	2.5/10

	H26.3～	H27.4～	H28.3～	H29.3～	H30.3～
平均保険料率	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
熊本	**10.07**	**10.09**	**10.10**	**10.14**	**10.13**
福岡	10.12	10.09	10.10	10.19	10.23
佐賀	10.16	10.21	10.33	10.47	10.61
長崎	10.06	10.07	10.12	10.22	10.20
大分	10.08	10.03	10.04	10.17	10.26
宮崎	10.01	9.98	9.95	9.97	9.97
鹿児島	10.03	10.02	10.06	10.13	10.11
沖縄	10.03	9.96	9.87	9.95	9.93
新潟	9.90	9.86	9.79	9.69	9.63
北海道	10.12	10.14	10.15	10.22	10.25
激変緩和措置	2.5/10	3.0/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10

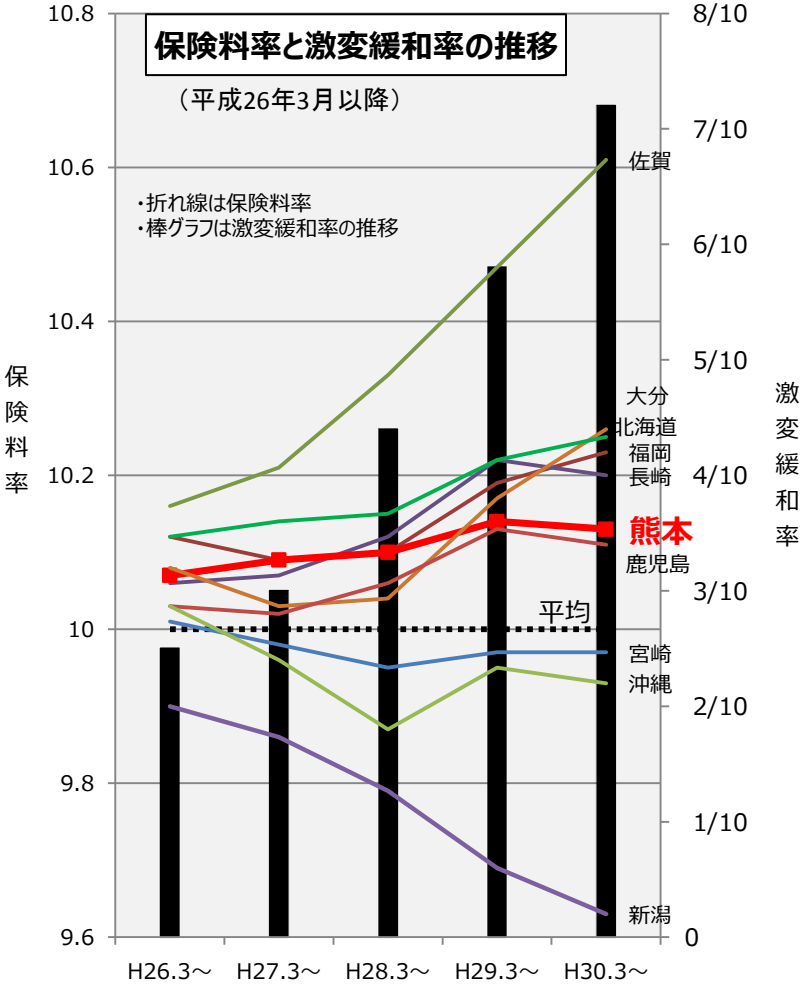

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

全国健康保険協会 熊本支部
協会けんぽ

熊本地震に伴う都道府県単位保険料率の特例的取扱いについて

１．熊本地震に伴う窓口負担の減免措置と都道府県単位保険料率算定

○　平成28年４月に発生した熊本地震に伴い、被災地域において甚大な被害を受けた加入者に対して、協会の判断により、医療機関の窓口負担を減免する措置が行われた（平成29年９月で終了）。

○　窓口負担の減免により、医療機関にかかりやすくなったこと等から、特に熊本支部において医療費の伸びが大きくなった（波及増）。

現行では、この医療費の波及増は、被災支部でそれぞれ負担する仕組みとなっている。

＜熊本地震関連の一部負担金の取扱い＞

免除の対象	平成28年４月14日 ～ ７月	平成28年８月 ～ 平成29年９月
一部負担金等	猶予（のち免除）	免除

２．先行事例――東日本大震災の波及増にかかる取扱いについて――

○　平成23年３月に発生した東日本大震災においては、被災支部において医療費の波及増効果が認められることから、過度な保険料負担とならないよう措置を行っているところ。

○　具体的には、平成24年度においては宮城支部及び福島支部の、平成25年度以降は福島支部の波及増分を、当該支部に係る給付費から除き、全国一律に賦課している。

○　なお、平成29年度実績における福島支部の当該波及増額は約18.8億であり、平成31年度都道府県単位保険料率に反映させる予定。

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

１－（３）.その他　【熊本地震に伴う都道府県保険料率の特例的取扱いについて】

３. 熊本地震における加入者１人あたり医療費の動向

○　下のグラフは、平成29年度における、熊本支部の加入者１人当たり医療費の、熊本支部及び福島支部以外の全支部の加入者１人当たり医療費との比率（以下、「医療費単価比」という。）を示したものである。

○　これによると、平成29年度の医療費単価比が、減免措置期間が終了した同年10月～平成30年２月の医療費単価比と比べて1.0%大きくなっている。（波及増額は約8.0億円）

熊本支部における１人当たり医療費の全国との比率の推移

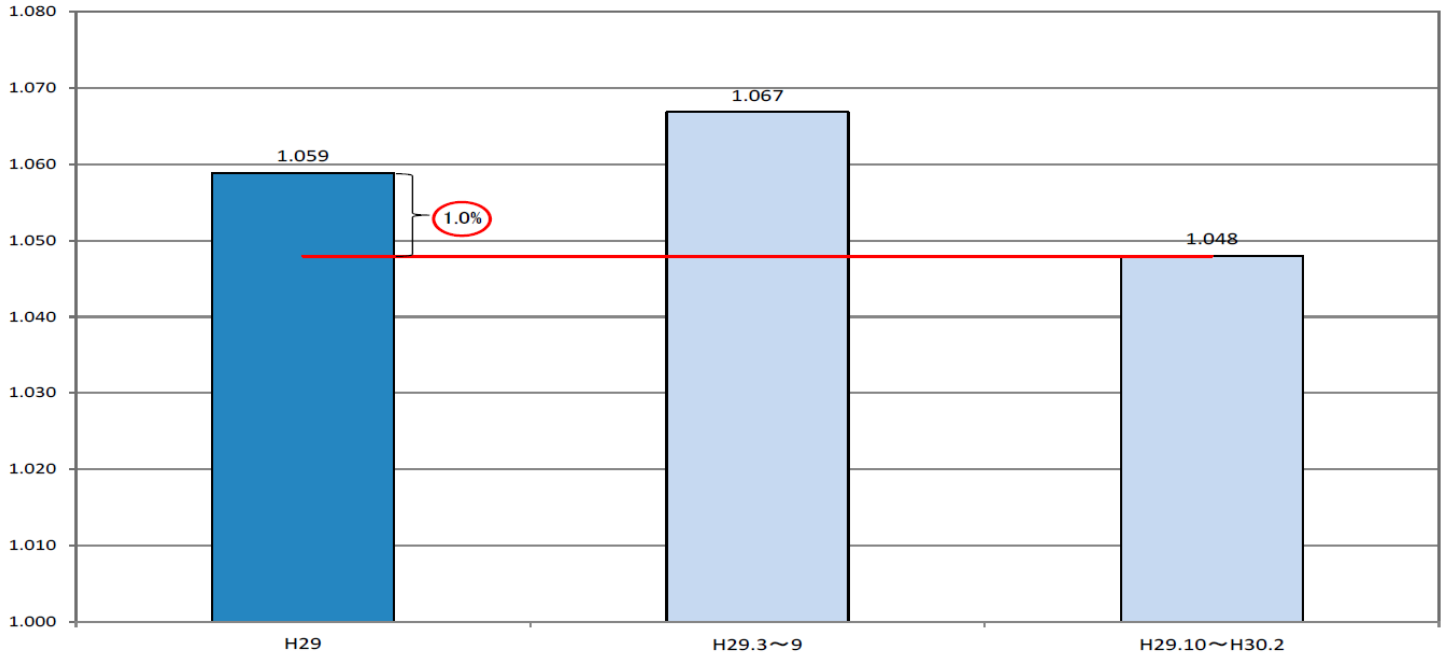

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

１－（３）.その他　【熊本地震に伴う都道府県保険料率の特例的取扱いについて】

４. 熊本地震に伴う波及増分の都道府県単位保険料率算定の特例的扱い

○　窓口負担の減免は、未曽有の大震災に伴う特例的なものである。

○　減免措置は、国からの要請等を踏まえ、協会全体で決定したことであり、その波及増の影響については、広く全支部で負担することが適切。

○　当該被災支部の加入者であっても、減免措置が講じられない加入者も多く、そういう加入者に負担を求めるのは不適当。

○　東日本大震災においては、上記の理由からすでに特例的措置を講じており、公平性の観点からも同様の手当てを行うことが適当。

東日本大震災と同様、熊本地震に伴う
波及増分を、全支部で負担することとしたい。

大臣告示の改正

○　なお、熊本地震に伴う窓口負担の減免措置は平成29年度（平成29年９月）までの措置であることから、平成30年度以降は発生しない。

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

議題２

健康保険制度の見直しに係る国への要望について

運営委員会（第93回）「資料３」参照

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

議題３．報告

（１）．健康づくり推進協議会報告について

○ 資料2 参照

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

議題３．報告

（２）．健康経営の推進について

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

３-（２）.健康経営の推進について

【健康経営優良法人認定制度】

大規模法人部門（定数５００社）と中小規模法人部門（定数なし）を１年に１度、日本健康会議が認定。

健康経営優良法人２０１９スケジュール

平成３０年１０月５日
大規模法人部門に必要な経産省実施の「健康経営度調査」回答締切

平成３０年１１月３０日
中小規模法人部門申請締切

平成３１年２月認定

平成３０年９月３日、経済産業省主催の健康経営優良法人２０１９（中小規模法人部門）説明会in熊本（全国８会場、熊本は初開催）に、認定を目指す事業所の担当者約１３０人が参加しました。
月刊くまもと経済１０月号（９月２８日発行）掲載の広告より抜粋。

Copyright © Japan Health Insurance Association. All right reserved.

全国健康保険協会 熊本支部
協会けんぽ

３-（２）.健康経営の推進について

【コラボヘルスの推進】

【目標①】健康宣言事業所数のさらなる拡大

ヘルスター健康宣言事業所 １,２１０社(平成３０年９月２８日時点)

⇒【取組①】連携協定先の保険会社等と協働し宣言拡大

⇒【取組②】関係団体等と連携したセミナーにより宣言拡大

【目標②】取組の質の向上のため宣言事業所に対するフォローアップを強化

【取組①】熊本支部全職員体制による事業所訪問

対象：ヘルスター健康宣言事業所のうち40名以上の事業所（約120社）

目的：①ヘルスター通信簿（事業所の健康度を見える化したツール）を利用し、課題を認識いただき、各種セミナーほか協会事業の営業を行うことで宣言事業所のフォロー

②職員の営業力・発信力・訴求力の向上（OJTとの位置づけ）

【取組②】ヘルスター健康宣言事業所への健康経営支援業務委託

［ヘルスター健康宣言事業所への健康経営支援業務委託について］

ステップ１．〇全ての宣言事業所へアンケートを実施。

〇「健康セミナー」のニーズや健康経営の取組状況を調査。

⇒３８４件から回答（回答率約３２％）⇒８８社から「健康セミナー」の開催希望あり

ステップ２．一般競争入札により委託先決定（㈱くまもと健康支援研究所）

ステップ３．平成３０年１１月より訪問による「健康セミナー」を開始

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

議題３．報告

（３）．広報について

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

3－（3）.『健康保険のしおり』の発行について

健康保険委員へ協会けんぽの取り組みや健康保険制度の周知を行うことを目的とした「健康保険のしおり」の作成・発行

対象者	健康保険委員 （平成30年9月1日時点で登録されている方）
配付数	約4,500部
配付時期	平成30年9月26日から28日にかけて順次発送

※今後、健康保険委員に新たに登録していただいた方へ随時、配付する予定。

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

全国健康保険協会 熊本支部
協会けんぽ

3－（3）.健康保険委員向けアンケート結果による広報の現状について①

目　的

健康保険委員のヘルスリテラシー（健康に関する情報やサービスを理解し、利用できる力）の現状を把握するとともに、その向上を図る。さらには健康保険委員から従業員への教育を促し、健康保険事業の推進を強化する。

実施時期

平成30年3月30日から4月13日

対象者と回答数

対象者数	約3,900名
回答数	704名

回答率　約18%

課題
回答率の低さ

アンケート項目

自身の健康や健康保険制度への関心	• 医療費通知 • 情報提供サービス • 限度額適用認定証
健康保険料率決定の新たな仕組み（健康づくりの取り組み）	• インセンティブ制度 （5つの評価項目のうち以下について） ①特定健診等の受診、②特定保健指導の実施、③要治療者への受診勧奨

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

３－（３）.健康保険委員向けアンケート結果による広報の現状について②

現　状

「知らないため周知していない」割合が高い項目	・情報提供サービス ・インセンティブ制度
「知っているが周知していない」割合が高い項目	・医療費のお知らせ ・限度額適用認定証
「今後案内したい」割合が高い項目	・特定健診（被扶養者）

今後の対策

熊本支部年間広報計画にアンケートの集計結果で判明した傾向を取り込む。
また、本部において加入者理解度調査を実施予定（10月から11月）としており、同調査の結果も取り込むこととする。

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

３-（３）.支部ホームページのアクセス件数について（ＵＲＬ別）　（平成３０年６月分）

1	くまもと支部トップページ	10,958
2	健診実施機関一覧等	4,482
3	所在地・連絡先・郵送先	3,790
4	所在地・連絡先　＞　お電話でのお問い合わせ先	2,191
5	熊本支部からのお知らせ	1,930
6	所在地・連絡先　＞　郵送先のご案内	1,263
7	広報　＞　限度額適用認定申請のご案内	1,249
8	所在地・連絡先　＞　窓口のご案内	1,009
9	健診・保健指導のご案内	497
10	健診・保健指導のご案内　＞　健診ご担当者様へ大切なお知らせ ーせっかく受けた健診を活かすためにー	473
11	健診・保健指導のご案内　＞　定期健診結果のご提供のお願い	469
12	調達情報	397
13	健康保険委員	376
14	採用情報	367
15	健診・保健指導のご案内　＞　健診のご案内（ご本人）	350
16	広報　＞　委任状の様式	277
17	メールマガジン	219
18	健診実施機関一覧等　＞　生活習慣病予防健診実施機関一覧	218
19	広報	195
20	広報　＞　情報提供サービスのご案内	182
21	事務処理誤り	160
22	健康づくり　＞　ヘルスター健康宣言	159
23	健診・保健指導のご案内　＞　健診のご案内（ご家族）	140
24	健康づくり	122
25	健康づくり　＞　ヘルスター認定	121
26	広報　＞　限度額適用認定申請設置医療機関	111
27	健康づくり　＞　協会けんぽ熊本支部開催のイベント情報	99
28	評議会	99
29	健診・保健指導のご案内　＞　健診関係申込書ダウンロード	99
30	広報　＞　納入告知書同封チラシ	97
31	健診・保健指導のご案内　＞　特定保健指導のご案内	62
32	統計情報　＞　統計情報	47
33	健康づくり　＞　健康づくり推進協議会	47
34	健康づくり　＞　職場や家で手軽にできる筋トレ・ストレッチ＝チョビササイズのご紹介	42
35	健康づくり　＞　熊本支部　第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）	42
36	健診・保健指導のご案内　＞　株式会社ベネフィットワン・ヘルスケアへの業務委託のお知らせ	40
37	健康づくり　＞　東京海上日動火災保険熊本支店との連携覚書	39
38	広報　＞　健康経営とヘルスター認定に関する広報	37
39	リンク集　＞　リンク集	36
40	健診・保健指導のご案内　＞　生活習慣病予防健診実施機関の募集について	35
41	広報　＞　平成30年度保険料率とインセンティブ制度に関する広報	34
42	広報　＞　その他チラシ・リーフレット	34
43	健診・保健指導のご案内　＞　株式会社エム・エイチ・アイへの業務委託のお知らせ	32
44	健診・保健指導のご案内　＞　健診結果をチェックしましょう	27
45	健康づくり　＞　公益社団法人熊本県トラック協会との協定	17
46	健康づくり　＞　健康経営の普及・推進に向けた協力連携に関する協定	16
47	健康づくり　＞　損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険熊本支社との連携覚書	15
48	健康づくり　＞　熊本市・協会けんぽ健康づくり包括協定	15
49	広報　＞　ジェネリック医薬品使用促進ミニのぼり	15
50	健康づくり　＞　西日本シティ銀行との協定	14
51	健診・保健指導のご案内　＞　一般社団法人健康ライフサポートくまへの業務委託のお知らせ	12
52	健康づくり　＞　ロボリーマン公式サイト「ROBORYMAN.COM」はこちら	11
53	健康づくり　＞　アクサ生命保険熊本支社との連携覚書	8
54	健康づくり　＞　熊本大学大学院生命科学研究部生体情報解析学分野との協定	6
55	健康づくり　＞　職場環境の改善に向けた協定	5
56	健康づくり　＞　歯及び口腔の健康づくりを目指した相互連携に関する覚書	5
57	健康づくり　＞　熊本県社会保険労務士会・協会けんぽ健康づくり推進に向けた包括協定	5
58	広報　＞　全国健康保険協会熊本県大会を開催いたしました	4
59	健康づくり　＞　熊本支部　第1期保健事業実施計画（データヘルス計画）	3
60	健康づくり　＞　合志市・協会けんぽ健康づくりの推進に向けた包括協定	2
	総計	32,806

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

全国健康保険協会 熊本支部
協会けんぽ

議題３．報告

（４）．今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

３－（４）.今後の運営委員会･支部評議会のスケジュール （現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
運営委員会	9/13		11/21	12/19 （12/27）	1/31	（下旬）	下旬
	事業計画（H31年度）						
	予算（H31年度）						
			インセンティブ制度				（保険料率の広報等）
	平均保険料率				都道府県単位保険料率		
支部評議会		保険料率			都道府県単位保険料率		
	支部の事業計画（H31年度）						
	支部の予算（H31年度）						
国・その他	制度見直し検討			政府予算案閣議決定	激変緩和率の提示 / 保険料率の認可等		事業計画、予算の認可等

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.

議題４．その他

任期満了に伴う評議員の改選について

Copyright ⓒ Japan Health Insurance Association. All right reserved.